

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（10月18日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
外出制限、行動規制等の状況	<p>6/15～学校、公共交通機関、医療機関等を除き収容人数や社会的距離等の制限解除。</p> <p>なお、各事業者の判断により、オフィスや店舗において感染防止に必要な措置の遵守を引き続き求めることが可能。</p> <p>9/13～市は一部の屋内施設においてワクチン接種証明書の提示を義務化。</p>	<p>7/19～行動規制の全面解除（社交人数制限なし、社会的距離の確保等の法的義務撤廃）</p>	<p>6/9-飲食店内営業可、在宅勤務緩和、衛生パス導入。</p> <p>6/17-屋外マスク義務解除（会社・交通機関等、屋内での義務は継続）</p> <p>6/20-夜間外出規制解除</p> <p>7/12 大統領演説 -医療従事者等は9/15 までのワクチン接種義務化。その他国民は接種推奨。</p> <p>8/9-飲食店・美術館・長距離交通機関等で衛生パスの提示が必須。</p>	<p>9/27 から、勤務形態は在宅勤務が標準。社交的集まり及び店内飲食は、2人以下に制限（ワクチン接種済であることが必要）。</p>	<p>7/1 から社会的距離確保のレベルを5段階から4段階の区分に改編。</p> <p>首都圏では感染状況を鑑み、社会的距離確保のレベルを10/31 まで、最高レベルに当たる第4段階（私的会合は4人までなど）を適用。</p>	<p>10/11～ロックダウンを解除し、一部規制緩和。</p> <p>10/18～さらに規制緩和を推進。</p> <p>【ワクチン2回接種者への規制例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす小売店舗やレストランや美容院等への入店可能 ・休暇に際しての移動はシドニー都市圏内限定 <p>【ワクチン2回未接種者への規制例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必需品以外の小売店舗やレストランや美容院等への入店不可 ・休暇に際し居住自治体外への移動不可 <p>※なお、雇用主に従業員の在宅勤務を許容することを義務付ける規制あり。</p>	<p>感染の状況等に応じ低・中・高リスク地区に区分。北京市は低リスク地区で、入店・入館時の健康コード提示や体温測定等の防疫措置を講じながら各種施設は通常営業</p>

日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	①入国前 3日以内に陰性証明を取得（全員） ②隔離 ワクチン接種完了の場合：不要 ワクチン接種未了の場合：入国後10日隔離を推奨（入国後3～5日目の検査により隔離期間を7日に短縮可）	①ワクチン2回接種済の場合 ・ワクチン証明書の提示 ・入国2日目に抗原検査又はPCR検査の受検 ※入国後の隔離不要 ②ワクチン2回未接種の場合 ・出発前3日以内に受検したPCR陰性証明の提示 ・入国後10日の自己隔離 ・入国2日目と8日目にPCR検査の受検	日本からは特段の理由がなくとも入国可能 ワクチン未接種者は、出発前72時間以内の陰性証明書等が必要。到着後の隔離、PCR検査は不要（6/9～）。	当面の間、日本との間のビジネストラックは停止	入国後14日隔離（出発前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書が必要）	原則入国不可（例外的に入国を認められた場合、入国後14日間、州政府指定の宿泊施設で隔離。また、出発前72時間以内のPCR検査での陰性証明とマスク着用が必要）	商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可（実例なし）。入国前にはPCR検査等が必要 ※日本—北京の直行便は再開されていない
	米国	英国	フランス	シンガポール	韓国	オーストラリア	中国
感染者数	529,002人 (159.34人)	309,013人 (460.67人)	32,343人 (48.23人)	21,502人 (377.23人)	10,639人 (20.5人)	15,693人 (61.05人)	258人 (0.02人)
死者数	8,821人 (2.66人)	869人 (1.30人)	196人 (0.29人)	67人 (1.18人)	85人 (0.16人)	95人 (0.37人)	0人 (0人)

(※)「感染者数」、「死者数」は10/12-10/18における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。()内は人口10万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクリアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は3,616人(2.88人)、死者数は161人(0.13人)。感染者数、死者数は厚生労働省HP、人口は総務省人口推計より